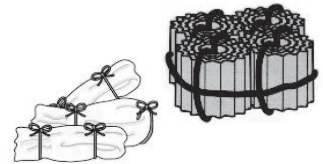


農業用廃プラスチックを回収します

使用済みビニールやマルチ、苗箱など、農業を行う上で発生した「農業用廃プラスチック」を回収します。分類を確認し、きちんと分別して搬出しましょう。

☎産業振興課農政係 ☎ 0943-32-1841



▶日時・回収対象

期日	時間	回収対象
10/15(木)	8:30 ~ 11:30	A ビニール
11/5(木)		B ポリ
11/12(木)		C そのほか(雑品)
1/26(火)		

▶場所

JA ふくおか八女上広川選果場

▶必要なもの

印かん

▶処理料金

A と **B** は税込み 38.5 円/kg

C は税込み 49.5 円/kg

きちんと分別して搬出しましょう

分別されていない場合、現場でやり直し（または持ち帰り）となります。絶対に異なる分類が混ざらないように、種類ごとにしっかり結束してください。

A ビニール

・農ビ

B ポリ

・農ポリ
・マルチ(白・黒・
ツイン・グリーン
・シルバー)
・肥料袋
・暖房機用ダクト

C そのほか(雑品)

・ブルーシート
・パイプ
・バオバオ
・苗箱
・寒冷紗
・コンテナ
・アゼシート
・アゼボトル(空)
・遮光ネット
・防草シート
・空フレコン
・バックカー
・ネット
・カ線など
・サイロラップ
・タンク
・灌水チューブ
・谷シート
・ポット
・ポットトレー
など

シルバーマルチは
今年から
B ポリになりました

※処理料金の一部は JA と広川町が負担します。

※運搬車両の両側面に「産業廃棄物収集運搬中(氏名)」と表示してください。表示用紙は JA 広川地区センターで配布します。

※灌水配管や消毒タンクなど大きいものは、適当な大きさ(1m程度)にしてください。

※プラスチック農薬容器は洗った後、キャップを外してごみ袋に入れ、名前をご記入ください。

※ビニールなどのハトメの紐(マイカ線など)や金属類は外してください。

今年度の狂犬病予防注射は動物病院で



☎環境衛生課生活環境係 ☎ 0943-32-1138

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、令和2年度の狂犬病予防集団注射を中止することになりました。飼い主の皆さまは、動物

病院で予防注射を受けてください。

下表の動物病院では、今年の12月末まで集団注射と同じ料金(2,600円)で受けることができま

す。受診後は交付された「狂犬病予防注射済証」を必ず環境衛生課へお持ちください。注射済票を交付します(手数料550円)。

病院	住所	電話番号	休診
うめまる動物病院	広川町大字太田 389-2	☎ 0943-32-7010	(水)・(日)午後・(祝)
ときた動物病院	八女市鶴池 269-1	☎ 0943-23-0875	(木)・(日)午後・(祝)午後
八女動物病院	八女市本町中宮野町 2-507	☎ 0943-24-5511	(日)・(祝)
ラプリーペットクリニック	八女市大字蒲原 1054-1	☎ 0943-24-5083	(日)・(祝)・(土)午後
さとう獣医科医院	筑後市大字下北島 226-1	☎ 0942-53-0292	(日)・(祝)
中島イヌネコ病院	筑後市尾島 614-4	☎ 0942-53-0860	(日)・(祝)
わだ動物病院	筑後市大字熊野 1474-1	☎ 0942-52-8888	(日)・(祝)
わか動物病院	筑後市若菜 1282-6	☎ 0942-51-7041	(火)・(日)午後・(祝)

予防接種にかかる費用を助成します

問 住民課健康係 ☎ 0943-32-1112

	風しん予防接種	高齢者インフルエンザ予防接種
対象	風しんの抗体検査の結果、抗体価が低いことが判明した次のいずれかの人 ^{※1} <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠希望者（妊婦は除く） ・妊娠希望者や妊婦の配偶者、パートナー、同居者（生活空間を同一にする頻度が高い家族など。昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性は除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・接種日時点で65歳以上の人 ・接種日時点で60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に一定の障がいがある人
実施期間	令和3年3月31日(水)まで	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">例年より早く開始します</div> 令和2年10月1日(木) ～令和3年1月31日(日)
自己負担	原則無料 ^{※2} （助成額は最大10,000円）	1,500円 ^{※2} （一部対象者 ^{※3} は無料）
受診方法	①医療機関で予防接種を受ける ②以下のものをお持ちの上、住民課で申請する <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・風しんの抗体検査の結果 ・領収証（またはその写し） ・振込口座のわかるもの ・氏名、接種日、接種したワクチンの種類などが確認できるもの ・印かん 	①（住民税非課税世帯のみ）住民課で無料証明書を受け取る ②医療機関で予防接種を受ける ③一部対象者 ^{※3} は証明書、認定証などを提示する

※1 風しんにかかったことがある人、風しん予防接種を2回以上受けている人は対象外

※2 助成は1回のみ。自己負担額は変更になる可能性があります。

※3 一部対象者とは、住民税非課税世帯や認定証など（介護保険負担限度額認定証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、診療依頼書）を持つ人

📣 3月末まで期間延長！ 上広川での住宅取得を応援します

問 政策調整課政策調整係 ☎ 0943-32-0106



子育て世帯の皆さん必見！ 定住促進強化地域である上広川校区で住宅を新築、購入、リフォームする場合、住宅ローンの金利負担を軽減できます。

- ▶対象 次のすべてにあてはまる人
- ・令和3年3月31日までに、上広川校区に自らが居住する住宅を新築、購入、リフォームする（中古住宅の購入も含む）
 - ・上記のとき、金銭消費貸借契約で福岡銀行、福岡八女農業協同組合、筑後信用金庫から住宅ローン（毎月払い）を借り入れる
 - ・借り入れ時、本人または配偶者

- のいずれかが45歳以下である
- ・行政区に加入し、地域の活動などに参加する
- ・町税や町の公課に滞納がない

※年末残高は上限2,500万円。融資利率が0.8%未満の場合、その融資利率を上限とします。

※必要書類などの詳細はお問い合わせください。

利子補給額	住宅ローンの年末残高の0.8%
利子補給期間	3年間

最大
60万円

本制度ご利用中の人も毎年申請が必要です

3年間の補給期間中も、毎年交付申請が必要です。令和3年2月26日(金)までに、申請書と年末残高証明書（金融機関発行）の写しを政策調整課政策調整係へご提出ください。



申請はお早めに 住宅の耐震改修・解体などを補助

以下の補助を受けるには、申請から工事、補助金交付までを、3月末までに終わらせる必要があります。申請をお考えの人はお急ぎください。

	対象	補助額
耐震改修 木造住宅の	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	耐震改修にかかる費用の50% 最大90万円
危険ブロック塀 などの撤去	道路に面した高さ1m以上の町内のブロック塀などで、町が定める診断カルテの評点が40点未満であるもの	撤去・処分にかかる費用の50% 最大10万9,000円
空き家の解体 老朽化した	町が定める老朽危険度の判定基準により、各評点の合計が100点以上の老朽危険家屋など	除却・処分にかかる費用の50% 最大50万円

※木造住宅の耐震改修は、申請前に耐震診断を受ける必要があります。県の「耐震診断アドバイザー派遣制度」（1件あたり3,000円または6,000円）をご活用ください。お申し込みは生涯あんしん住宅（☎092-582-8061）へ。

問 建設課都市計画係 ☎ 0943-32-1157



新型コロナウイルスの影響を受けた人へ 町税の納付を猶予します

新型コロナウイルスの影響で町税を納めるのが難しい場合、納付を猶予することができます。

- **対象** 次のすべてにあてはまる人
 - ・新型コロナウイルスの影響で、令和2年2月以降の任意期間（1か月以上）、事業などに係る収入が前年の同時期より約20%以上減少している
 - ・一度に納税することが難しい
- **申請期限** 猶予を受けようとする町税の納期限

※令和3年2月1日までに納期限がくる町税に限ります。

※申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

問 税務課納税係 ☎ 0943-32-1114



10/19～25は行政相談週間です 行政の相談はお気軽に

10月19日(月)～25日(日)は「行政相談週間」です。年金や道路、福祉など、行政の仕事について困っていることはありませんか？ 行政相談委員が無料で相談に応じます（秘密厳守）。

開催日時は毎月本紙でお知らせしています。お気軽にご相談ください。

■ **日時** 10月28日(水)、13:00～15:00

■ **場所** 保健・福祉センター「はなやぎの里」

※新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、マスクの着用、来場前の検温をお願いします。発熱などの症状がある人は入場をお断りする場合があります。

行政相談員とは

総務大臣が委嘱した、住民の身近な相談相手。広川町では熊添博さんがみなさんの相談に応じています。



問 総務課行政係 ☎ 0943-32-1255



「安全ハウス」に登録された皆さまへ 子どもの保護は落ち着いて

広川町青少年育成町民会議では、一般家庭や商店、会社などを子どもの緊急避難所「安全ハウス」として登録しています。安全ハウスに登録された皆さまは、子どもが助けを求めてきたとき、以下の流れで保護をお願いします。

- ① 家の中に入れ、自分が落ち着いて子どもの話を聞く
- ② やさしくゆっくり声をかけ、子どもを落ち着かせる
- ③ 110番通報、学校や保護者へ連絡する

静かな場所で
子どもと同じ目線で
体調に気配りして

※子どものプライバシーを尊重し、秘密を守りましょう。
※不審者に立ち向かうなど、危険行為は避けましょう。

問 教育委員会事務局生涯学習係 ☎ 0943-32-0093